

様式第1号(第6条関係)

<p>土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>裾野市長 様</p> <p style="text-align: right;">事業主 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者) 印</p> <p>裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条の規定により、事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>				
目的及び種別				
事業区域の所在地	裾野市		番地	
事業区域の面積	m2			
施行期間	年 月 日から		年 月 日	
施行方法				
土砂等の数量	m3			
土砂等の発生場所	土砂等の発生事業名	土量 m3	割合	土質検査書No.
土地所有者	住所 氏名 印 連絡先			
事業施行者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者) 印 連絡先(昼) (夜)			
現場管理責任者	住所 氏名 印 連絡先(昼) (夜)			

備考 事業主及び事業施行者は実印を使用し、印鑑証明書を添付すること。

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

土砂等の発生場所		
事業名		
土砂等の種類		
全体	搬入量	立方メートル
	搬出量	立方メートル
1日	搬入量	立方メートル
	搬出量	立方メートル
1日の車両台数		台
整地用機械の種類及び台数		
事業概要		
防災対策		
生活環境の保全対策		

備考 工事予定地現況写真を添付すること。

様式第3号(第7条関係)

裾 第 号
年 月 日

土砂等による土地の埋立て等事業許可(不許可)決定通知書

様

裾野市長

年 月 日付けで申請のあった事業については、許可 と決定したの
(不許可)

で通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議の申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に裾野市を被告として(訴訟において裾野市を代表する者は、裾野市長となります。)、提起することができます(なお決定を知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

許可の条件	
不許可の理由	

様式第4号(第9条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書

年 月 日

裾野市長 様

事業主 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者)
印

年 月 日付け裾 第 号で許可を受けた事業について、裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定により、変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

変更事項	変更前	変更後
変更理由		

備考 印は実印を使用すること。

添付書類及び図面の名称を裏面に記載すること。

様式第5号(第9条関係)

裾 第 号
年 月 日

土砂等による土地の埋立て等事業変更許可(不許可)決定通知書

様

裾野市長

年 月 日付けで変更申請のあった事業については、次のとおり変更 許可
(不許可)

決定したので通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議の申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に裾野市を被告として(訴訟において裾野市を代表する者は、裾野市長となります。)、提起することができます(なお決定を知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

許可の条件	
不許可の理由	

様式第6号(第9条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業変更届出書

年 月 日

裾野市長 様

事業主 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者)
印

年 月 日付け裾 第 号で許可を受けた事業について、次のとおり変更したので、裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更日
変更理由			

添付書類及び図面の名称

- 1
- 2
- 3
- 4

備考 印は実印を使用すること。

様式第7号(第10条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業地位承継届出書

年 月 日

裾野市長 様

事業主 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者)
印

年 月 日付け裾 第 号で許可を受けた事業について、裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

承認年月日	年 月 日
施行場所	裾野市
承継年月日施行場所	年 月 日
承継者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者)
承継の原因	

備考 添付書類

1 承継人

- (1) 住民票又は登記事項証明書
- (2) 許可書の写し

2 被承継人

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 経歴書又は経営報告書
- (3) 当該事業の資金計画書及び管理計画書

備考 印は実印を使用すること。

様式第8号(第11条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業開始届

年 月 日

裾野市長 様

事業主 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者)
印

次のとおり埋立て事業を開始するので、裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第11条の規定により届け出ます。

埋立て等の種類	
許可年月日	年 月 日
開始年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

備考 印は実印を使用すること。

様式第9号(第12条関係)

事業揭示板

土砂等による土地の埋立て等の事業施行について			100cm
次のとおり土砂等の 事業を施行します。			
1 許可年月日及び番号	年 月 日 裾 第 号		
2 施工場所	裾野市 番地 ほか		
3 面積	m ²		
4 事業期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
5 事業主	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者)	連絡先 昼 夜	
6 事業施行者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者)	連絡先 昼 夜	
7 現場責任者	住所(所在地) 氏名(名称及び代表者)	連絡先 昼 夜	
120cm			

備考 揭示位置は、事業区域入口とすること。(地表より下端100cm以上150cm以下とする。)

様式第10号(第12条関係)

危険防止表示板

	あぶないこのちかくであそばない	80cm
	60cm	

	あぶないちかよらない	60cm
	80cm	

備考

- 1 掲示板位置は、事業区域周囲(30m間隔 地表より下端100cm以上150cm以下とする。)とすること。
- 2 表示板は、原則として、地は白色、文字は黒色で、図柄や文字の一部には赤色等の注意を喚起する色を用いること。

様式第11号(第13条関係)

裾 第 号
年 月 日

報告徴収通知書

様

裾野市長

裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条第1項の規定により、次の事項について報告を求めますので、 年 月 日までに事業報告書(様式第12号)を提出するよう通知します。

報告事項

様式第12号(第13条関係)

<p>事業報告書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>裾野市長 様</p>	
<p>事業主 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者) 印</p>	
<p>年 月 日付け裾 第 号で通知のあつた事項について、次のとおり報告します。</p>	
<p>報告事項</p>	

備考 印は実印を使用すること。

様式第13号(第14条関係)

(表)

身分証明書		
	写真	裾 第 号 所属 職名 氏名
裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条第2項の規定により立入検査を行うものであることを証明する。 年 月 日 裾野市長 印		

(裏)

裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(抜粋)
(立入検査)
第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業主等の事務所又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第14号(第15条関係)

裾 第 号
年 月 日

土砂等による土地の埋立て等事業改善勧告書

様

裾野市長

あなたが裾野市 ほかで行っている埋立て等事業は、裾野市土砂等による土地の埋立て等規制に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第16条の規定に基づき、次のとおり改善することを勧告します。

改善すべき事項	
---------	--

裾 第 号
年 月 日

土砂等による土地の埋立て等事業改善命令書

様

裾野市長

あなたが裾野市 ほかで行っている埋立て等事業は、裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第17条の規定及び条例第21条第2項に基づき、次の措置をとることを命じます。

なお、この処分に不服がある場合には、この命令書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議の申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求め訴えをする場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に裾野市を被告として(訴訟において裾野市を代表する者は、裾野市長となります。)、提起することができます(なお決定を知つた日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

改善期限	年 月 日まで
改善すべき事項	

裾 第 号
年 月 日

土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書

様

裾野市長

年 月 日付け裾 第 号で許可した埋立て等事業について、裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第18条の規定により、許可を取り消したので通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議の申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に裾野市を被告として(訴訟において裾野市を代表する者は、裾野市長となります。)、提起することができます(なお決定を知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

取消しの理由

裾 第 号
年 月 日

土砂等による土地の埋立て等事業中止命令書

様

裾野市長

あなたが裾野市 ほかで行っている埋立て等事業は、裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第19条の規定に基づき、事業の中止を命じます。

なお、この処分不服がある場合には、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議の申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に裾野市を被告として(訴訟において裾野市を代表する者は、裾野市長となります。)、提起することができます(なお決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

中止の理由

裾 第 号
年 月 日

土砂等による土地の埋立て等事業措置命令書

様

裾野市長

あなたが裾野市 ほかで行っている埋立て等事業は、裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第20条の規定に基づき、次の措置をとることを命じます。

なお、この処分に不服がある場合には、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議の申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に裾野市を被告として(訴訟において裾野市を代表する者は、裾野市長となります。)、提起することができます(なお決定を知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

措置完了期限	年 月 日まで
措置命令	

様式第19号(第20条関係)

<p>土砂等による土地の埋立て等事業完了(中止)届</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>裾野市長 様</p>	
<p>事業主 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者) 印</p>	
<p>年 月 日付け裾 第 号で許可を受けた事業()について、 次のとおり事業を完了(中止)したので、裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する 条例第21条の規定により届け出ます。</p>	
事業区域	裾野市 番地ほか
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
完了(中止)年月日	年 月 日
添付書類	1 工事記録 2 工事写真 3 その他

備考 印は実印を使用すること。